

# いわき見守りあんしんネット連絡会会則

(名 称)

第1条 いわき見守りあんしんネット連絡会（以下「本会」という。）を本会の名称とする。

(目 的)

第2条 本会は、本市に居住する高齢者、障がい者、子ども、女性等（「以下、「高齢者等」という。）が地域から孤立することを防止し、安心して生活できるよう、加盟する団体、事業所等の日常業務において、さりげない見守り活動等を行うことにより、地域福祉の向上と安全で安心な地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守りネットとは、本会に加盟する団体、事業所等が可能な範囲で高齢者等の見守り活動等を自主的に行い、これらの機関が相互に連携して何らかの支援を必要とする高齢等の早期発見と早期支援を行う体制をいう。
- (2) 見守り活動等とは、日常業務を通じての見守り、声かけのほか、異変発見時等には担当機関に連絡を行うことのほか、徘徊等による行方不明者が発生した場合には早期発見・早期保護のための協力を行うことをいう。
- (3) 見守り協力団体等とは、本事業に賛同し、本会に会員登録した団体、事業所等をいう。

(活 動)

第4条 本会及び協力団体等は、第2条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) 見守りネットの普及啓発
- (2) 日常業務を通じての見守り・声かけ活動と異変発見時等の連絡
- (3) 徘徊高齢者等の早期発見・早期保護に向けた協力
- (4) その他、見守りネットの充実や連携に関し必要なこと

(組 織)

第5条 本会は、見守りネット協力団体等の登録をした者をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に会長及び副会長を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会員登録)

第7条 本会の活動に賛同する団体、事業所等は、「いわき見守りあんしんネット協力団体等登録届出書」を会長に提出する。

2 会長は、見守り協力団体等が登録の辞退を申し出たとき、又は、見守り協力団体等として不適当と認めたときは、当該見守り協力団体等の登録を取り消すものとする。

(登録内容の変更)

第8条 見守り協力団体等は、前条第1項の規定による届出の内容に変更が生じたときは、「いわき見守りあんしんネット協力団体等変更届出書」を会長に提出する。

(連絡会議)

第9条 本会は、見守り協力団体等において相互の連携を図り、ネットワークの機能の強化を図るため、年1回程度の連絡会議を開催する。

2 連絡会は会長が招集し、会議の議長となる。

(秘密の保持)

第10条 見守り協力団体等は、事業を行うに当たり対象者の事情を十分に考慮し、尊重するとともに、事業上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。協力団体等の登録を辞退し、又は取り消された後も同様とする。

(事務局)

第11条 本事業の円滑な運営を図るため、事務局をいわき市保健福祉部保健福祉課に置く。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附 則

本会則は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。